

令和5年度赤い羽根共同募金による
令和6年度地域福祉活動助成実施要項

1 目的

本事業は、地域で身近な福祉課題に取り組んでいる団体、住民に向けた福祉サービスを行う団体が実施する「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」活動に必要な事業経費の支援を行うことにより、住民参加による地域福祉を推進することを目的とする。

2 助成対象事業の実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に行う事業

3 助成対象団体

地域の福祉向上を目的に活動している町内のボランティア団体・NPO 団体、老人クラブ、自治会等の任意の住民グループで、次の要件を全て満たしている団体。

- ① 公益的な活動を基本とし、営利を目的としていないこと。
- ② 特定の企業、政党、宗教団体等から独立して運営・活動していること。
- ③ 将来にわたる継続的な活動の見込みがあること。
- ④ 町内に拠点があり、構成員の過半数が町内に在住または勤務している人で組織されていること。
- ⑤ 令和6年度に岩手県共同募金会が実施している「福祉のまちづくり支援事業」の助成を受けていないこと。
- ⑥ 過去に同一の事業内容で当助成を受けていないこと。

※個人や、法人格を持つ団体（NPO 団体を除く）は対象外となります。

4 対象活動

(1)対象内容

地域の支え合い活動を推進するため、高齢者、障がい児・者、児童・生徒、子育て世代、その他住民を対象として地域内で行う事業及び活動

《対象となる福祉活動の例》

分野	項目	内容	対象経費
高齢者	地域住民の生活支援	家事支援（ごみ出し）、外出支援、移動支援、買い物支援・代行、食材配達、雪かき支援	チラシ作成、除雪機、ガソリン代
児童	地域における子育て支援	子育てサロン、集いの場（子ども食堂、学習支援、フリースクールなど）の創設、運営	チラシ作成、備品費
高齢者・児童	世代間交流	地域でのイベントの開催	チラシ作成、消耗品
障がい児、者	地域交流、居場所づくり、社会参加	当事者が参加するイベントの開催	チラシ作成 備品 消耗品

(2) 対象外となる活動の例

- ・ 慰安目的の旅行、視察、研修、買い物等を目的とした事業
- ・ 商店街や農産業等の営利または産業振興等を目的とした活動、スポーツ振興事業、環境整備事業
- ・ スポーツ少年団や学童クラブ及びそれら団体に準じる活動
- ・ 施設の維持に関する経費、備品の整備や購入を主目的としているもの
- ・ 神社仏閣での祭礼等に基づいた活動、それに準ずる活動
- ・ 家族や親族のみで行う活動、友人、知人、親類同士のみでの旅行

5 対象経費

(1) 対象経費（例）

項目	対象となる経費
諸謝金	講師謝礼 (申請団体に所属する会員を除く) 社会通念上の相当額であること。 物品借用の謝礼は除く。
旅費	講師の旅費交通費 (申請団体に所属する会員を除く) 実費を限度とする。宿泊費は除く。
消耗品費	事業に要する消耗品 (コピー用紙、封筒、文房具等)
食料費	外部講師の弁当及びお茶代 (一人 1,000 円以内)
会議費	お茶代 (茶菓子、アルコール類は除く)
印刷製本費	事業に要する印刷代(チラシ、ポスターなど)、 写真現像代
通信運搬費	事業に要する郵券代、郵送代
保険料	参加者、スタッフなどの保険料
広告料	新聞、ラジオ等への広告料
手数料	振込料など各種手数料
使用料、貸借料	会場使用料、物品使用料、各種リース代等
備品費	生活支援などの福祉活動に必要な備品

(2) 対象外となる経費の例

- ・ 会員、構成員同士の親睦を主目的とした活動に関するもの
- ・ 活動、事業とは関係しない備品、家電製品等の購入・リース料
- ・ 金券、土産代等
- ・ 通常の団体運営、活動等経費（家賃、光熱水費等、通常の団体の維持運営に係る経費とみなされるものを含む）
- ・ 人件費（スタッフ・ボランティア等への手当、謝礼等）
- ・ 領収書が無く、使途が不明なもの

6 助成額

(1) 助成額

1 団体につき 5 万円を上限とし、千円単位で助成する。（千円未満切捨て）

(2) 助成総額

20 万円以内とする。

7 応募方法

応募書（様式 1）に次の書類を添えて、金ケ崎町共同募金委員会（以下、「本会」とする）に提出する。

- ・ 令和 6 年度事業計画書及び予算書

8 申請受付期間

令和 6 年 6 月 1 日～7 月 31 日

9 審査

本会審査委員会（申請団体の出席と説明を求める場合がある）による仮決定を経て、岩手県共同募金会において審査を行う。

10 助成の決定

岩手県共同募金会の決定により、本会から結果を通知する。（通知時期は令和 6 年 9 月～10 月頃を予定）

11 助成金の交付

助成金の交付は、団体からの申請により行うものとし、本会から決定通知を受けた団体は速やかに「事業実施に関する誓約書（様式 2）」及び「事業実施計画書（様式 3）」、「助成金交付申請書（様式 4）」を本会に提出するものとする。

12 助成事業の完了報告書

決定通知を受けた団体は、当該助成事業の完了後、1 か月以内に「完了報告書（様式 6）」に添付書類を添えて本会に提出するものとする。

13 助成決定取消しおよび助成金の返還

次に掲げる事項に該当する場合は助成決定の全部または一部を取消し、既に交付した助成金がある場合は返還させることができるものとする。

- (1) 偽り、その他不正な手段によって助成を受けた場合
- (2) 事業を中止した場合
- (3) 事業を遂行する見込みがなくなつたと認められる場合
- (4) 助成金を指定された用途以外に使用した場合
- (5) 事業内容の変更の承認を受けずに事業を実施した場合
- (6) その他本会の指示に従わない又は本会が不相当と認めた場合

14 共同募金助成事業の広報

- (1) 助成金による事業を開催する場合は、「共同募金による助成事業」であることを周知するとともに、配布物には「共同募金による助成事業」であることを明記すること。
- (2) 金ヶ崎町共同募金委員会の助成による事業であることを回覧版や会報、ホームページなどに掲載し、積極的に地域住民に周知すること。

15 問い合わせ・応募先

岩手県共同募金会金ヶ崎町共同募金委員会

〒024-4503 金ヶ崎町西根南羽沢 43

TEL : 0197-44-6060 Fax : 0197-44-6106